

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 26（個）第 1 号）

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成26年2月18日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年〇月〇日午後〇時〇分頃、〇〇市〇〇町における「もめごと」（以下「本件もめごと」という。）について、審査請求人が自分の携帯電話で110番通報し、現場で警察官に対応してもらった件に関して次の内容が分かる情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- (1) 本件もめごとの相手方（10代の男二人、原動機付自転車（以下「原付」という。）2台に乗車）の一人が乗車していた原付について、ナンバー等を申告しているの、持ち主等の照会をしたという記録が分かるもの全て
- (2) 前記（1）の照会の内容と回答の全て
- (3) 対応した警察官がノートに取っていたメモの記載内容そのもの又は記載内容が分かるもの全て（以下「本件請求1」という。）
- (4) 現場に来た警察官のうちクラウンのパトカーで来た二人は、私の乗っていた車の車内を外から覗き見したり外観を確認したりしていた。その確認等の内容、結果等が分かるもの全て（以下「本件請求2」という。）
- (5) 本件もめごとの相手方（10代の男二人）の住所、氏名の分かるもの全て
- (6) 現場臨場に当たり、警察官が受けていた指示、注意事項等が分かるもの全て（以下「本件請求3」という。）
- (7) この件に関して作成又は取得された全ての書面及び物件（捜査報告書、供述調書等も含む。）（「平成23年〇月〇日付け警察署通信室処理票（〇〇署、「扱者：〇〇）」、「平成23年〇月〇日付け〇〇〇〇作成捜査（状況）報告書」、「平成23年〇月〇日付け〇〇〇〇作成捜査状況報告書」、「平成23年〇月〇日付け〇〇〇〇作成捜査状況報告書」及び「平成23年〇月〇日付け〇〇〇〇作成捜査状況報告書」は除く。）（前記除くとしている各報告書等に関連する物、同様の物は全て含む。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求1、本件請求2及び本件請求3に係る保有個人情報が記録された文書（以下それぞれ「本件請求文書1」、「本件請求文書2」、「本件請求文書3」という。）について、作成又は取得していないため、自己情報不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年4月16日付けで審査請求人に通知した。

なお、実施機関は、前記1の（1）、（2）及び（5）に係る保有個人情報については自己情報存否応答拒否決定を行い、前記1の（7）に係る保有個人情報が記録された文書のうち、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく

訴訟に関する書類以外のものについては自己情報不存在決定を行い、当該文書のうち、刑事訴訟法に基づく訴訟に関する書類については条例適用外とし、それぞれ審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成26年4月30日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求したものの中、警察官がメモを取っていたノート（以下「本件ノート」という。）そのものは、審査請求人が確実に現認しており、「作成又は取得していない」との理由は明らかに虚偽である。
- (2) 審査請求人は、平成26年4月17日付けで「個人情報保護条例適用外通知」を受けているところ、同通知と本件処分の請求内容は同様であり、同通知は文書の存在すること自体は認めていると解されるから、本件処分に係る文書も存在すると考えられる。
- (3) 諮問実施機関は、本件ノートそのものは、職務上作成し、又は取得したものに当たらないというが、警察官が刑事事件において被疑者取調べの際、話の内容を私用のノートに記載したメモは、「捜査メモ」として職務上作成したものとされ、刑事訴訟法における公判前整理手続における類型証拠、主張関連証拠の開示請求の対象となるとされている。本件ノートについてもこれと同様に考えられ、開示請求の対象となることは明らかである。
仮に、本件ノートが捜査情報となるので開示できないとするのであれば、「作成又は取得していない」という理由での不開示決定ではなく、「個人情報保護条例適用外」又は「存否応答拒否」となるはずである。
- (4) また、諮問実施機関は、「本件決定は訴訟に関する書類を除いて対象文書を特定したものである」とするが、審査請求人は「訴訟に関する書類を除く」という意志表示は示しておらず、一方的な勝手な判断で、これらを除いているものであり、これは明らかに違法な措置である。そして、この理由についても後から付け足したような不合理な理由で全く信用できない。
- (5) 不合理な説明を繰り返し、明らかに違法な手続がされていることは明らかで、これは、不当に存在を隠そうとしているからであるので、保有個人情報は存在する。少なくとも、本件ノートがこれに当たることは明らかである。この点、最高裁判例によると、「警察官が私費で購入して仕事に利用していた大学ノートに記載したメモは、同警察官が警察官としての職務を執行するに際して、その職務の執行のために作成したものであり、その意味で公的な性質を有するものである。（最高裁決定、平成20年9月30日。最高裁判所

刑事判例集 62 卷 8 号 2753 頁 参照) 」とされているから、本件ノートについても、職務上作成したものであり、公的な物であるから、開示請求対象であることは明らかである。

第 4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 保有個人情報について

条例第 2 条第 3 項は、「この条例において『保有個人情報』とは、実施機関の職員（中略）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

条例の解釈運用基準によると、「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得した場合をいい、職員が職務に関連して個人的に作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料などは除かれる。また、「当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該個人情報を当該実施機関の職員が作成し、又は取得した後に決裁、供覧、内部検討等に付すなどして、当該実施機関が業務上必要なものとして保有しているもの（組織的共用情報）をいう。

したがって、職員の個人的な検討段階にあるメモ、資料等に含まれる個人情報は、保有個人情報に当たらない。

2 別の自己情報部分開示決定

審査請求人は、本件もめごとに関して、本件請求とは別に、平成 25 年〇月〇日付けで自己情報開示請求を行っている。

これに対して、実施機関は、「平成 23 年〇月〇日付け警察署通信室処理票（指令番号〇）」（前記第 2 の 1 の（7）の同日付け警察署通信室処理票と同じもの。以下、「本件通信室処理票」という。）を特定し、平成 25 年〇月〇日付け〇〇第〇号で自己情報部分開示決定を行った。

3 自己情報不存在決定とした理由

警察官のノートは、職務に関連して個人的に作成した備忘的メモであり、前述のとおり組織的共用情報ではなく、条例にいう保有個人情報に該当しない。

また、本件もめごとは、「もめごと」といっても審査請求人が交通上のトラブルで相手方から因縁をつけられたものであり、警察官が仲裁に入るなどの対応をしたものではなく、事実確認ができていない事案であり、当該メモの内容をまとめるなどして作成した文書もない。

さらに、現場に来た警察官が審査請求人の車を確認した内容及び現場の警察官が受けていた指示、注意事項について記載されている可能性がある対象文書は、検索の結果、本件通信室処理票のみであるが、審査請求人は、本件請求で本件通信室処理票は除くとしていることから、不存在決定としたものである。

なお、審査請求人が指摘する「個人情報保護条例適用外通知」は、前記第 2 の 1 の（7）に係る保有個人情報が記録された文書のうち、刑事訴訟法に基づ

く訴訟に関する書類について、平成 26 年 4 月 17 日付け〇〇第〇号で審査請求人に通知したもので、本件決定は、訴訟に関する書類を除いて対象文書を特定したものである。

第 5 審査会の判断

1 本件請求 1 について

- (1) 本件請求 1 は、本件もめごとについて審査請求人が自らの携帯電話で 110 番通報し現場で警察官に対応してもらった際、対応した警察官（以下「担当警察官」という。）がノートにメモを取っていたことから、そのメモの記載内容そのもの（以下「本件メモ」という。）又は本件メモの記載内容が分かるものを請求したものである。

実施機関は、本件メモは、職務に関連して個人的に作成した備忘的メモであり組織的共用情報ではなく、条例にいう保有個人情報に該当しないとして、自己情報不存決定をしたものである。

本件請求に係る自己情報開示請求書には、「対応した警察官は、ノートにメモを取っていました。なのでその記載内容そのもの又は、記載内容がわかるもの（要点等をまとめて、改めて、書面にしたものなど）全て」と記載されていることから、本件請求文書 1 には、本件メモのほか、本件メモの内容をまとめるなどして改めて作成された文書も含まれると解される。

以下、本件メモの保有個人情報該当性及び本件メモの内容をまとめるなどして改めて作成された文書を不存としたことの妥当性について検討する。

- (2) 本件メモの保有個人情報該当性について

ア 条例第 2 条第 3 項は、「この条例において『保有個人情報』とは、実施機関の職員（中略）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。すなわち、保有個人情報とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得したものであって、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、当該実施機関が業務上必要なものとして保有しているもので、当該実施機関が、当該個人情報の利用、保存、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有しているものをいうと解され、どのような状態にあれば保有個人情報と考えられるかについては、当該個人情報の作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当と考えられる。

イ 当審査会において、諮問実施機関に確認したところ、本件メモは、担当警察官が本件もめごとの現場対応をした際に個人的に作成した備忘的メモで、執務机の中に保管され、他の警察官が利用することはなく、担当警察官において不要と判断された時点で廃棄されたということであった。

本件メモは、担当警察官が職務に関連して作成したものであっても、その作成、利用、保存及び廃棄の状況において、担当警察官個人の段階にとどまっており、実施機関において、業務上必要なものとして利用され、又は保存されている状態にあるとはいえず、条例第 2 条第 3 項に規定する保有個人情報とは認められない。

ウ なお、審査請求人は、最高裁決定（平成 20（シ）338）を引用し、本件

メモは職務上作成したもので公的な資料であると主張するが、当該最高裁決定は、刑事訴訟法上の公判前整理手続における証拠開示制度のうち、同法第316条の26第1項の証拠開示命令の対象となる証拠の範囲について判示したものであり、本県の個人情報保護制度とは異なる制度のことであるから、当審査会の前記判断に影響を与えるものではない。

(3) 本件メモの内容をまとめるなどして改めて作成された文書について

当審査会において、諮問実施機関に対して、本件メモの内容をまとめるなどして改めて作成された文書の有無について確認したところ、本件もめごとは、審査請求人が車を運転していた際、原付に乗った少年二人に「何見とる。」と言われて絡まれたため、審査請求人自らが110番通報したというもので、110番通報をした時には、原付に乗った少年二人は立ち去っており、警察官が本件もめごとの仲裁をし、両当事者から事情聴取をしたわけではなく、通報者である審査請求人の話だけで、本件もめごとの事実確認ができなかった事案であったため、本件メモの内容を改めて文書にしていなかったことであった。

当審査会において、本件もめごとの110番通報に関する本件通信室処理票を見分したところ、本件通信室処理票の「処理件名(結果)」欄には、「相手方発見に至らず」と記載されており、本件もめごとは相手方が発見されることなく終結したと認められるため、実施機関において、本件メモの内容をまとめるなどして改めて文書を作成していないという諮問実施機関の説明は、特段、不自然ではない。

(4) 以上のことから、実施機関が本件請求文書1について、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

2 本件請求2及び本件請求3について

(1) 本件請求2は本件もめごとについて審査請求人が自らの携帯電話で110番通報したことにより現場に来た警察官が、審査請求人が乗っていた車を確認した内容が分かるものの開示を、本件請求3は警察官が受けていた指示、注意事項等が分かるものの開示を請求したものである。

実施機関は、本件請求2及び本件請求3に係る保有個人情報が記録されている可能性がある文書は、本件通信室処理票のみであるとしているが、審査請求人は、前記第4の2のとおり、別の自己情報開示請求により、既に本件通信室処理票の部分開示を受けており、本件請求において開示を求める保有個人情報から本件通信室処理票を除くとしていることから自己情報不存在決定をしたものである。

(2) 当審査会において、本件もめごとに関して、110番通報を受けてから完結するまでの間に作成する文書について諮問実施機関に確認したところ、本件もめごとは、前記1の(3)のとおり、本件もめごとの相手方が発見されることなく終結した事案であるため、作成する文書としては、110番通報を受けた際に作成する警察署通信室処理票と現場に行った警察官が作成する勤務日誌が考えられるが、本件もめごとに関して作成された警察署通信室処理票は本件通信室処理票しかなく、また、勤務日誌については、保存期間は「1年」と定められ、本件請求時点では既に廃棄されており、記載内容を確認できないということであった。

- (3) そこで、以下、本件請求2及び本件請求3に係る保有個人情報記録されるとすれば本件通信室処理票であると実施機関が判断したことの妥当性及び本件もめごとの現場へ行った警察官の平成23年〇月〇日付けの勤務日誌（以下「本件勤務日誌」という。）の不存在の妥当性について検討する。

ア 本件通信室処理票について

警察署通信室処理票は、広島県警察の通信指令業務に関する訓令（平成10年本部訓令第11号）に基づき、警察署が通報を受けた際に、事案の認知から処理結果までを記録して処理経過を明らかにするために作成するものであり、様式は同訓令で定められている。

当審査会において、本件通信室処理票を見分したところ、本件通信室処理票の記事欄には、本件もめごとの現場へ行った警察官の事案対応状況や本部から現場へ行った警察官への指令事項等が記載されており、実施機関が本件請求2及び本件請求3に係る保有個人情報を記録するとすれば本件通信室処理票が該当すると判断したことは妥当と認められる。

イ 本件勤務日誌について

勤務日誌は、広島県警察の地域警察運営に関する訓令（平成5年本部訓令第13号）に基づき、地域警察官が勤務箇所に応じた所定の様式に毎日の取扱事項その他勤務の状況を簡明に記載して、勤務箇所における地域警察活動の状況を明らかにするために作成するもので、保存期間は、同訓令第49条及び同訓令別表第3により、勤務箇所を問わず、一律に「1年」と定められており、本件勤務日誌は、本件請求時点では既に保存期間が満了しているものである。

そして、審査請求人の別の審査請求事案における当審査会の答申（諮問25（情）第16号）において、本件勤務日誌を含む平成23年の特定日の勤務日誌について、実施機関が不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当であると判断しているが、本件請求を受けて、再度、本件勤務日誌の存否について検討をしたところ、現時点において同答申の判断を覆すような事情の変化は認められない。

- (4) 以上のことから、実施機関が本件請求2及び本件請求3に係る保有個人情報が記録されるとすれば本件通信室処理票であると判断し、審査請求人が本件請求において本件通信室処理票を除くとしていることを踏まえて、本件請求文書2及び本件請求文書3について、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

3 その他

審査請求人は、諮問実施機関の理由説明書に「本件決定は訴訟に関する書類を除いて対象文書を特定したものである。」と記載されていたことに対して、自分は「訴訟に関する書類を除くという意志表示は示しておらず、一方的な勝手な判断で、これらを除いているものであり、これは明らかに違法な措置である。」と主張する。

しかしながら、一般的な行政文書と異なり、刑事訴訟法に基づく訴訟に関する書類については、独自の完結した体系的な開示、訂正等の制度が設けられていることから、条例第38条第1項第2号の規定により条例の適用除外とする措置が講じられているものであり、開示請求者の意思表示の有無に左右されるも

のではない。

4 結論

以上により，当審査会は，「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は，別記のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
26. 9. 4	・ 諮問を受けた。
26. 9. 10	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
26. 10. 23	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
26. 10. 30	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
26. 12. 9	・ 審査請求人から意見書を収受した。
26. 12. 10	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
27. 2. 20 (平成 26 年度第 11 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
27. 6. 26 (平成 27 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
27. 7. 24 (平成 27 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授